

☆特定候補物件の所有者で未同意のみなさまへ・・・左のとおり緩和しました。同意について何卒格別のご理解をお願い申し上げます。

伝建審議会 特定物件について意見出される

7月2日、第4回豊岡市伝統的建造物群保存審議会を開催しました。審議の主な議題は、保存計画の本文と、修理・修景・許可の各基準の内容についてでした。

「建造物の修理や修景の方法も大切だが、回転灯など屋外広告物をきちんと規制するべき」といった意見が出されました。

その他の主な意見は次のとおりです。



審議会委員からの意見

<特定物件の同意の拘束力について>

説明会では「同意後は、相続後も特定物件の解除ができない」とのことだが、やむを得ない事情というのではないか。

<特定物件の修理方法について>

第5号かわら版の質問コーナーでは、「1階を車庫ガレージに改装することはできません」とあるが、このため特定物件に同意できない人もいる。

教育委員会の対応、見解

事前に文化庁、兵庫県教育委員会と協議し、指導を受けた結果、相続・売買など**所有者が変更して利用方法などに変更を来たす場合は、特定物件の解除もある程度柔軟に対応するように考えたい**と思います。

事前に文化庁、兵庫県教育委員会と協議し、指導を受けた結果、厳密に復原することに限定せず、現在の店舗内容を踏まえたり、ガレージの設置など、**形態としては住民の生活状況を尊重して柔軟な対応をしていきたい**と思います。

ただし、外壁、建具などの部位ごとの様式や材料などについては、「**“出石らしさ”にこだわるように！**」との指導を受けています。「出石らしさ」とはどのようなものか、今後さらに研究していきます。

また、「地元住民が推進する仕組みづくり」について審議しました。**修景・許可基準の詳細の決定**や平成20年度から**毎年実施する修理・修景工事の優先建造物の協議**など、伝建地区に住まわれるみなさんの**総意をまとめる仕組みづくり**が大変重要になります。

すでに保存会を設立された地区もあります。私たちの出石城下町のまちづくりをどのようにして進めていくか、その仕組みづくりについて、どうかみなさんで話し合ってください。

地区の歴史紹介 ～ 宵田区 ～

本町の北に位置する町人町。町名は山名祐豊が有子山城（高城）の城下を開いたとき当地に山名氏の重臣で気多郡宵田城（現豊岡市日高町）の城主垣屋氏の居館があったことに由来するという。

長州藩士桂小五郎（木戸孝允）は元治元年（1864）の禁門の変後但馬に潜伏する。同年末からは当町で荒物屋を営み潜居、その後城崎温泉へ潜伏先を変え、慶応元年（1865）愛人幾松とともに帰藩した。小五郎旧居には桂小五郎再生之地の碑が建つ。

明治4年（1871）裏町・鋳物師町を編入。浄土真宗本願寺派高福寺は近世には福成寺の寺中として城下小人町に境内を構えていたが、水害に遭って明治7年谷山町に移り、同43年現在地に移転したという。

出典：「兵庫の地名Ⅰ」（平凡社）



伝建審議会 大西 哲 委員さんから一言！

宵田区は、あちらこちらの由緒ある建物とともに、今でも城下町の風景が残されています。しかし、店先の看板が風情を壊しているのも実情です。町並み保存も、皆様のご協力がなければ後世に残すことはできません。十分に話し合い、伝建制度を大いに活用すれば出石の特色あるまちづくりができると思います。

教育委員会からの“風”

文化庁や県教委と協議し、指導を受けるなかで何度も出てきた単語が「出石らしさ」。でも、

いったい「出石らしさ」って何なのでしょうね？
県教委の担当室長さん曰く、「禅問答みたいに、ずーと考え続けなさい」とのこと。これと

いう正解はないからこそ、考えて、考え続けるなかで伝建事業を進めることが成功の秘訣だそうです。ウーム、いつか悟りは開けるか？